4 川 監 第 3 1 4 号 令和 4 年 7 月 2 5 日

請求人 佐久間 吾一 様

川崎市監査委員 大村研一

同 植 村 京 子

同 浅野文直

同 山田晴彦

川崎市職員措置請求について (通知)

令和4年6月14日付け川崎市職員措置請求(以下「本件措置請求」という。)については、次の理由により、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条第2項の要件を欠いて不適法であり、これを却下することとしたので、その旨を通知します。

- 1 本件措置請求は、平成28年12月27日に市長に提出された「優先審議事項報告書「ヘイトスピーチ対策に関する提言」」(以下「本件報告書」という。)の作成に係る審議を行った審議会及びその部会の委員に外国人が参画していることから、憲法で定めた国民主権に反するとして、本件報告書が違憲無効な報告書である旨を宣言し、審議会及びその部会の委員の報酬(以下「本件報酬」という。)として支出した費用を市に返還する措置を講ずるよう、市長に対し勧告することを求めている。
- 2 法第242条に規定する住民監査請求は、同条第2項により、当該行為のあった日又 は終わった日から1年を経過したときは、これをすることができず、ただし、正当な理 由があるときは、この限りでないとされている。正当な理由の有無は、住民が相当の注 意力をもって調査したときに客観的にみて当該行為及び内容を知ることができたかどう か、また、当該行為及び内容を知ることができたと解されるときから相当な期間内に監 査請求をしたかどうかによって判断すべきであるとされている(最高裁判所平成14年 9月12日第一小法廷判決(平成10年(行ツ)第69号)参照)。
- 3 そこで検討するに、本件報酬は、平成28年7月から同年12月までの間に支出が完了し、本件報告書が市長に提出され、その全文が市の公式ウェブサイトに掲載されたのは同年12月27日であるから、これにより請求人が客観的にみて本件報酬の支出及び内容を知ることができたものと解され、その後5年余を経過してなされた本件措置請求は、監査請求期間を超過したものと言わざるを得ない。

これに対し、請求人は、本件報告書が違憲無効であるから、監査請求期間超過につき 正当な理由を十分に充たすなどと主張するが、法第242条第2項ただし書の「正当な 理由」とは、上記のとおり、財務会計上の行為の存在及び内容を知ることができたと解 されるときから相当な期間内に監査請求をしたかどうかであって、請求人の上記主張は 独自の見解であり、採用できない。

4 よって、本件措置請求は、法第242条第2項の要件を欠き、不適法であるので、合 議によりこれを却下すべきものと判断した。